

在宅サービス事業所による再開支援に係る助成上限額一覧

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者（※1）へ利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域相談支援事業所（※2）

施設・事業所の種別			単価（単位：千円）
通所系	1	療養介護	2 /利用者
	2	生活介護	2 /利用者
	3	自立訓練（機能訓練）	2 /利用者
	4	自立訓練（生活訓練）	2 /利用者
	5	就労移行支援	2 /利用者
	6	就労継続支援A型	2 /利用者
	7	就労継続支援B型	2 /利用者
	8	就労定着支援	2 /利用者
	9	自立生活援助	2 /利用者
	10	児童発達支援	2 /利用者
	11	医療型児童発達支援	2 /利用者
	12	放課後等デイサービス	2 /利用者
短期入所	13	短期入所	2 /利用者
入所・居住系	14	施設入所支援	---
	15	共同生活援助（介護サービス包括型）	---
	16	共同生活援助（日中サービス支援型）	---
	17	共同生活援助（外部サービス利用型）	---
	18	福祉型障害児入所施設	---
訪問系	19	医療型障害児入所施設	---
	20	居宅介護	2 /利用者
	21	重度訪問介護	2 /利用者
	22	同行援護	2 /利用者
	23	行動援護	2 /利用者
	24	居宅訪問型児童発達支援	2 /利用者
相談系	25	保育所等訪問支援	2 /利用者
	26	計画相談支援	1.5 /利用者
	27	地域移行支援	2 /利用者
	28	地域定着支援	---
	29	障害児相談支援	2.5 /利用者

【留意点】

- ※1 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していただいていた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者とする。
- ※2 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。
 - ・計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所：在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業者と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った事業所。
 - ・在宅サービス事業所：在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行った事業所。
- ※3 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。